三重県勤労者福祉会館管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、三重県勤労者福祉会館(以下「会館」という)の管理保全と会館利用者の安全秩序の維持を図ることを目的とする。

(開 館)

- 第2条 会館の開館の時刻は、第4条の休館日及び休日を除き、次の各号のとおりとする。
 - (1) 開館 午前8時
 - (2) 閉 館 午後8時

(閉館後の出入)

第3条 閉館後会館の出入は、地階西側通用出入口を利用するものとし、この際、管理人室に備 え付けの時間外出入者名簿に所要事項を記入しなければならない。

(休館日)

- 第4条 会館の休館日は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 1月1日から1月3日まで
 - (2) 12月29日から12月31日まで
- 2 会館の管理運営上、必要と認められるときは、別途休館日を設定することができる。

(参観者)

第5条 会館の参観者は、参観申込名簿に所要事項を記入し、理事長の承認を受け、理事長の指 定する職員の指示に従わなければならない。

(出入の制限)

- 第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者については、会館付属施設及びこれらの敷地(以下「会館等」という)の中に立ち入ることを制限し、若しくは禁止し、又は会館等から退去を命ずることができる。
 - (1) 正当な理由なく銃、刀剣、爆発性の物、自然発火物、引火性の物、劇毒物、凶器、その 他危険又は有害と認められる物(以下「危険物」という)を所持する者
 - (2) 暴行、脅迫若しくはけん騒にわたる行為によって、会館等内の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者
 - (3) その他、理事長の指示に違反する行為のある者

(禁止行為)

- 第7条 会館等の中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 会館等及び物件を損傷し、又は、美観を損じ、清潔を汚す行為をすること。
 - (2) 放歌、その他けん騒にわたる行為をすること。
 - (3) 危険物等を危険防止の措置を講じないで取扱い又は所定の保管場所以外に放置すること。

- (4) 喫煙設備のない場所で喫煙し、又は、火気を取扱うこと。
- (5) エレベーターの定員又は積載量をこえること。
- (6) 自動車、その他の諸車を駐車場以外の場所に駐車すること。
- (7) 窓ガラスに文字を書き入れること。
- (8) その他理事長が禁止する行為をすること。

(許可を受けるべき行為)

- 第8条 会館等の中において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、理事長の許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売その他商行為をすること。
 - (2) 印刷物、ポスター、看板、垂幕等を掲げること。
 - (3) ドア等に文字を書き入れること。
 - (4) 諸設備の増設若しくは、変更、又は、その他電源を必要とする機械器具の設置、配線等を行うこと。
 - (5) 会館内でストーブを使用すること。

(鍵の保管)

第9条 各扉の鍵は、管理事務所で保管する。

(郵便物等の受取り)

- 第10条 普通郵便物及び電報、速達、書留、小包等(以下「特殊郵便物」という)の受取りは、基本的に受取人に直接行うものとするが、止むを得ない場合は、管理事務所で代理受領し、受取人に手交する。
- 2 新聞の受取りは、地階西側通用出入口の新聞受箱を利用するものとする。

(冷暖房)

- 第11条 冷暖房の実施時期は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 夏季冷房は、7月1日から9月30日までとする。
 - (2) 冬季暖房は、12月1日から翌年3月31日までとする。

(雑 則)

第12条 この規程に定めのない事項は、理事長の指示するところによるものとする。

附 則

この規程は、昭和49年3月11日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この改正規程は平成14年10月25日から施行する。

三重県勤労者福祉会館利用規程

(目 的)

第1条 この規程は、三重県勤労者福祉会館(以下「会館」という)の会議室、講堂、研修室、 教室等(以下「施設等」という)の利用について定めることを目的とする。

(施設の利用時間)

第2条 会館の施設等の利用時間は、午前9時から午後8時までとする。

(利用申込)

第3条 施設等の利用をしようとする者は、別紙様式による利用申込書を原則として利用予定 日の15日前までに理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用の承認)

- 第4条 理事長は、前条の承認をしようとするときは、審査のうえ、条件を付けることがある。
- 2 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の承認をしないものとする。
 - (1) 公益を害し、又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
 - (2) 会館の建物又は設備備品を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 申込書に記載された利用目的以外に利用されることが明らかなとき。
 - (4) 会館の管理に支障をきたすおそれがあるとき。
- (5) 三重県勤労者福祉会館管理規程(以下「管理規程」という)に違反するおそれがあるとき。 (譲渡等の禁止)
- 第5条 施設等の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という)は、利用する権利を譲渡し、又は、転貸してはならない。

(利用承認の取消)

- 第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は、その効力を停止することができる。
 - (1) 偽り、その他不正の行為により、利用の承認を受けたとき。
 - (2) 第4条、第2項、各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (3) この規程又は、この規程に基づく処分に従わなかったとき。

(利用料)

第7条 施設等の利用料及び取り消し料(別添)は、別に定める。

(利用者の遵守事項)

- 第8条 利用者及びその関係者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 会館の秩序を守り、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (2) 会館の建物及び設備備品その他物件を汚損し、又は毀損しないこと。
 - (3) 火災防止につとめ、所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (4) 利用者が、その利用を終わったとき、又は利用の取消をさせられたときは、直ちに、利

用場所及び器具を原状に復帰しなければならない。

(5) その他、管理規程の定め、及び指示に従うこと。

(退去その他の措置)

- 第9条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、退去その他、適当な措置を とるものとする。
 - (1) 伝染病、疾病のある者又は精神に異常があると認める者。
 - (2) 泥酔者その他、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者。
 - (3) 危険物又は他人に嫌悪する物を携行し、又は着用している者。
 - (4) 前条の遵守事項に従わない者。

(損害の賠償)

第10条 利用者は、会館の建物又は設備、備品その他会館の物件を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規程は、昭和49年3月11日から施行する。

附 則

この改正規程(別表改正)は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この改正規程(別表改正)は、昭和49年12月16日から施行する。

附 則

この改正規程(別表改正)は、昭和51年3月16日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この改正規程は平成14年10月25日 から施行する。

(別添)

1 会議室利用料金別紙のとおりとする。

2 取り消し料

会議室予約後の利用取り消しは、下記の表のとおりとする。

室名	利用日の 3日前から	利用日の 7日前から	利用日の 15 日前から	利用日の 30 日前から
講堂		1000/		E00/
研 修 室		100%		50%
第4会議室	100%	50%		
第3会議室				
第2会議室				
特別会議室				

- (1) 数字は、会議室利用料金に対する取り消し料の比率とする。
- (2) 取り消し料の10円未満は、四捨五入して10円単位とする。